

2009年3月3日
比較経済体制学会代表幹事

会告：著作権行使の委託にかかわる調査と手続きについて

比較経済体制学会では、独立行政法人科学技術振興機構（JST）の支援を受けて、以下の本学会出版物:

社会主義経済研究会会報
社会主義経済学会会報
比較経済体制学会会報
比較経済体制学会年報
比較経済研究

について、電子アーカイブ化し、JST 電子アーカイブサイト（Journal@rchive）にて公開することを計画しています。電子アーカイブ化によって、本学会出版物に掲載された論文等が広く読まれるようになることは、研究成果の社会への還元および後世の研究発展に資するところが大きいと考えます。

電子アーカイブ化にあたっては、比較経済体制学会が、著作権者から著作権の譲渡を受けるか、著作権の行使について著作権者から許諾を受けることが必要です。本学会では、学会機関誌『比較経済研究』掲載著作物について学会機関誌編集規程第9条3項により「機関誌は電子ジャーナル化され、無料で公開される」と定めているのみで、上記の本学会出版物に掲載された論文・記事等の著作物の著作権の帰属について特に定めていませんでした。電子アーカイブ化し公開するために本来ならば、1964年出版の社会主義研究会会報第1号にさかのぼって個々の著作者に対して著作権の譲渡または利用許諾の手続きを直接おこなうことが必要です。しかし、著作権者数が多数であり、また連絡先が不明の著作権者も少なくないことから、著作者に対して譲渡または許諾の手続きを直接おこなおうとすると、その事務量は膨大なものとなります。そこで幹事会は、過去の本学会出版物掲載著作物の著作権および今後の本学会出版物掲載著作物の著作権について次の手続きで処理することを提案させていただくこととしました。

手続きは次のとおりです。まず、本会告を通じて、過去の本学会出版物および2009年12月31日までに発行される本学会機関誌に掲載される著作物につき、著作権のうちの複製権（著作権法第21条）と公衆送信権（同第23条）の行使に限り、著作権者から本会に委託願えるか調査をおこないます。続いて、その調査結果に基づき2009年比較経済体制学会第49回全国大会における総会において、過去の本学会出版物および2009年12月31日までに発行される本学会機関誌に掲載される著作物についての複製権と公衆送信権の処理、および今後の本学会出版物掲載著作物の著作権の取扱いについて審議、決定します。

調査の具体的内容は、次の3項目をご承認いただけるかどうかです。なお著作権の種類につきましては、以下の2.をご覧ください。

(1)比較経済体制学会は、学術目的のため、該当する論文を複製する権利と公衆送信する権利を有すること。

(2)比較経済体制学会は、学術目的のため、第三者に上記(1)と同様の権利を行使させる権利を有すること。

(3)上記の行為により収入がある場合は、この収入を本会の運営費用に充てること。

上記の3項目について**ご承認いただけない著作権者または相続権をお持ちの遺族の方は、2009年6月5日まで**に、その旨を比較経済体制学会事務局宛にご連絡ください。お申し出があった論文につきましては、アーカイブの対象とはしません。お申し出のなかった論文につきましては、総会での審議、決定の後、上記3項目についてご承認いただけたものとして電子アーカイブの作業を進めさせていただきます。ただし、この会告が2009年6月5日までに全ての著作権者の目に触れるとは思われないことから、本会告を知る機会がなかった等の理由で期限後に該当者からのお申し出があった場合は、当該著作物の公開はそれ以後の適当な時期をもって中止いたします。

なお、今回の複製権と公衆送信権の行使の委託は、過去の本学会出版物の電子アーカイブ化とその公開を目的とするものであり、著者が研究・教育・普及等の非営利目的のために上記本学会出版物に掲載された著作物を複写・引用・転載することは、これまでと同様に可能であることを申し添えます。

2. 参考資料: 著作権に含まれる権利の種類

著作物の電子化やそのデータを保存することは複製に、電子化した著作物をインターネットを通じて不特定多数の利用者へ公開することは公衆送信にあたります。

著作権法第21条～第28条

複製権: 著作物を複製する権利(第21条)

上演権及び演奏権: 著作物を公に上演し、演奏する権利(第22条)

上映権: 著作物を公に上映する権利(第22条の2)

公衆送信権等: 著作物を公衆に送信する(あるいは送信可能な状態にする)権利(第23条)

口述権: 著作物を公に口述する権利(第24条)

展示権: 著作物を公に展示する権利(第25条)

頒布権: 映画の著作物を頒布する権利(第26条)

譲渡権: 著作物やその複製物を公衆に譲渡する権利(第26条の2)

貸与権: 著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利(第26条の3)

翻訳権・翻案権等: 著作物を翻訳、翻案(編曲等)する権利(第27条)

二次的著作物の利用に関する原著作者の権利: 二次的著作物の利用に関し、二次的著作物の著作者が有するものと同じの種類の権利を原著作者が有する権利(第28条)

以上